

第11回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年10月10日
場 所 シビックコア棟 研修室2

委員の出欠状況

| | | | | | | | | |
|-----|-------|---|-----|-------|---|-----|-------|---|
| 1番 | 多湖 文貴 | 出 | 2番 | 伊藤 幸子 | 出 | 3番 | 中村 進也 | 出 |
| 4番 | 遠藤 良幸 | 出 | 5番 | 藤田 一房 | 出 | 6番 | 松葉 里美 | 出 |
| 7番 | 伊藤 貴美 | 出 | 8番 | 伊藤 和雄 | 出 | 9番 | 小林 政俊 | 出 |
| 10番 | 岡田 康平 | 出 | 11番 | 中村 正治 | 出 | 12番 | 近藤 秀樹 | 出 |
| 13番 | 片岡 節男 | 欠 | 14番 | 樋口 久義 | 出 | 15番 | 伊藤 治義 | 出 |

開会時刻 午前 9時00分
閉会時刻 午前 9時45分

| | |
|----------------------------------|--|
| 1 開会の辞 事務局長(種村明広) | ただいまから第11回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。 |
| 2 会長挨拶 会長(伊藤和雄) | お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第11回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。 |
| 3 開会の宣言 議長(伊藤和雄) | いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。 只今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第11回いなべ市農業委員会を開会いたします。 |
| 4 議事日程 (日程第1) 議長 | それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、6番議席松葉里美委員と、9番議席小林政俊委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。 |
| (日程第2) (日程第3) (日程第4) 議長 | それでは、報告第19号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第20号「農地法第18条の規定による同意解約通知について」、報告第21号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。 |

| | |
|--|---|
| | <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>日程第2 報告第19号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和5年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。</p> <p>今回の法人・団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>続きまして日程第3 報告第20号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和5年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものには農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、4件、7筆、面積 9,940 m²であることを報告します。</p> <p>続きまして日程第4 報告第21号 農地法第5条の規定による農地等の所有権許可申請承認について(委員会処分) 次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和5年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町</p> |
|--|---|

| | |
|--------|--|
| | <p>の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることとなっています。</p> <p>今回の届出は1件1筆 308 m²です。</p> <p><5番案件>の申請地は、員弁町楚原地内の畠です。目的は進入路です。</p> <p>受理した届出書については、受理通知書を発行しましたので、報告します。</p> |
| 議長 | <p>報告第19号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。また、報告第20号については、合意解約による通知を受けたものです。また、報告第21号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届け出です。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。</p> <p>質問がなければ次に進みます。</p> |
| (日程第5) | <p>議長 続きまして、議案第58号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>日程第5 議案第58号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和5年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> |

| | |
|----|---|
| | <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は、相対分が 134 件、220 筆、総面積 294,801.00 m²です。中間管理機構分が 89 件、144 筆、総面積 212,785.40 m²となっています。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。いなべ市では年 2 回の設定を行っています。また、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定も含まれております。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願ひいたします。</p> |
| | <p>特に無いようですが、議案第 58 号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。</p> <p>本議案につきましては、5 名の委員の案件が含まれています。 [REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員、[REDACTED] 委員に関する案件が含まれています。</p> |
| | <p>農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。</p> <p>採決に際しましては、当該委員を一括して除くと、過半数に達せんので、お一人ずつ除いて採決をいたしたいと思います。</p> |
| | <p>まず、[REDACTED] 委員の案件 [REDACTED] について [REDACTED] 委員を除き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p> |
| | <p>続いて、[REDACTED] 委員の案件 [REDACTED] について [REDACTED] 委員を除き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました</p> |
| | <p>続いて、[REDACTED] 委員の案件 [REDACTED] について、[REDACTED] 委員を除</p> |

| | | |
|--------|-----|---|
| | | <p>き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続いて、██████████ 委員の案件 █████、████、████、 ████、████について、████ 委員を除き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>続いて、██████████ 委員の案件 █████について、████ 委員を除き採決します。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>それでは、これまで議決いただいた以外の残り全ての案件について一括して採決します。全委員にお諮りをします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p> |
| (日程第6) | 議長 | <p>議案第59号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| | 事務局 | <p>日程第6 議案第59号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和5年10月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、11件、16筆、面積15,258.04m²です。</p> <p><35番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の田です。</p> |

譲受人である大安町丹生川中の [REDACTED] が岐阜県関市の [REDACTED] と大安町丹生川上の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆、 $2,382 \text{ m}^2$ を売買により譲り受ける申請です。

<36 番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の現況、畑です。

譲受人である大安町石榑南の [REDACTED] が大安町石榑南の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆、 $1,678 \text{ m}^2$ を売買により譲り受ける申請です。

<37 番案件>の申請地は、員弁町笠田新田地内の田です。

譲受人である員弁町笠田新田の [REDACTED] が員弁町下笠田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、 717 m^2 を売買により譲り受ける申請です。

<38 番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畑です。

譲受人である北勢町新町の [REDACTED] が鈴鹿市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、 481 m^2 を売買により譲り受ける申請です。

<39 番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の現況、畑です。

譲受人である大安町石榑南の [REDACTED] が大安町石榑南の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、 595.04 m^2 を売買により譲り受ける申請です。

<40 番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の田です。

譲受人である大安町梅戸の [REDACTED] が同じく大安町梅戸の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、 150 m^2 を贈与により譲り受ける申請です。

<41 番案件>の申請地は、員弁町岡丁田地内の田です。

譲受人である員弁町岡丁田の [REDACTED] が同じく員弁町岡丁田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、 $2,120 \text{ m}^2$ を売買により譲り受ける申請です。

<42 番案件>の申請地は、員弁町楚原地内の畑です。

譲受人である員弁町楚原の [REDACTED] が横浜市の [REDACTED] 、 [REDACTED] が所有する議案書に記載の 2 筆、 315 m^2 を売買により譲り受ける申請です。

<43 番案件>の申請地は、北勢町治田外面地内の田畠です。

譲受人である北勢町中山の [REDACTED] が北勢町東村の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 3 筆、 $5,764 \text{ m}^2$ を売買により譲り受ける申請です。

<44 番案件>の申請地は、藤原町古田地内の田です。

譲受人である藤原町古田の [REDACTED] が桑名市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、 213 m^2 を贈与により譲り受ける申請で

| | |
|---------|--|
| | <p>す。</p> <p><45 番案件>の申請地は、藤原町下野尻地内の田です。</p> <p>譲受人である藤原町下野尻の [REDACTED] が名古屋市の [REDACTED]、 [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、843 m² を贈与により 譲り受ける申請です。</p> <p>以上 11 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p> |
| | <p>特に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>43 番案件につきましては、[REDACTED] 委員の事案が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により [REDACTED] 委員は採決に参加できませんので、同委員を除き採決をいたします。</p> <p>43 番申請について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> |
| | <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> |
| | <p>続いて、残りの案件について全委員にお諮りをします。</p> <p>議案第 59 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> |
| | <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> |
| (日程第 7) | <p>議長</p> <p>続きまして、議案第 60 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | 日程第 7 議案第 60 号 |

農地法第5条の規定による農地等の所有権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和5年10月10日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、5件、8筆で2,055m²です。

<36番案件>は、北勢町大辻新田地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、譲受人である北勢町其原の[REDACTED]が、北勢町南中津原の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、383m²を、個人住宅として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲に既設の擁壁を利用し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透にて処理します。

<37番案件>は、藤原町篠立地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、譲受人である藤原町篠立の[REDACTED]が、藤原町篠立の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、164m²を、駐車場として転用したい旨の計画です。土地造成は整地を行い、砂利敷きとします。

取水はなく、汚水排水はありません。雨水排水は自然浸透にて処理します。

<38番案件>は、員弁町松之木地内の畠です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、譲受人である東員町の[REDACTED]が、員弁町松之木の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、511m²を、個人住宅として転用したい旨の計画です。

土地造成は最大35cmの盛土を行い、周囲にCB壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は道路対面水路に放流します。

<39番案件>は、北勢町別名地内の畠です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、譲受人である大安町石榑東の[REDACTED]が、北勢町別名の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、498m²を、個人住宅として転用したい旨の計画です。

| | |
|--------|---|
| | <p>土地造成は最大 70 cmの盛土を行い、周囲に CB 壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝に放流します。</p> <p><40 番案件>は、北勢町其原地内の畠です。農地区分は、3 種農地です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である藤原町東禅寺の [REDACTED] が、北勢町其原の [REDACTED] が所有する議案書に記載の 1 筆、499 m² を、個人住宅として転用したい旨の計画です。</p> <p>土地造成は整地を行い、周囲に CB 壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。</p> <p>取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は既設の道路側溝に放流します。</p> <p>以上 5 条所有権移転 5 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきましては、10月 3 日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p> |
| 現地調査委員 | <p>議案第 60 号「農地法第 5 条の規定による農地の所有権移転許可申請について」5 件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第 60 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> |

| | | |
|--------|-----|---|
| (日程第8) | 議長 | <p>続きまして、議案第61号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| | 事務局 | <p>日程第8 議案第61号</p> <p>非農地証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和5年10月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は4件、4筆、4,457m²です。</p> <p><34番案件>の申請地は、員弁町大泉地内の台帳地目、田の1筆です。</p> <p>願出者は員弁町大泉の[REDACTED]で、平成10年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><35番案件>の申請地は、員弁町畠新田地内の台帳地目、畠の1筆です。</p> <p>願出者は員弁町畠新田の[REDACTED]で、昭和27年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p><36番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の台帳地目、畠の1筆です。</p> <p>願出者は藤原町西野尻の[REDACTED]で、平成16年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p><37番案件>の申請地は、大安町石榑東地内の台帳地目、畠の1筆です。</p> <p>願出者は大安町石榑東の[REDACTED]、[REDACTED]で、昭和46年頃から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>以上4件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしくお願いします。</p> |
| | 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他には特に無いようですので、議案第61号「非農地証明願承認</p> |

| | | |
|-------------|-----|---|
| | | について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。 |
| | | 全委員挙手であります。 よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。 |
| 5 その他 | 議長 | 議事については、以上です。その他に入ります。 委員さんから何かありますか。 他に事務局から何かありますか。 |
| | 事務局 | 前月、委員さんからご指摘がありました地域計画の進捗状況ですが、手元に資料をお配りさせていただきました。こちらは、農業振興課の方で地元の営農推進委員さんが主になって、地域で集落やほ場農地を今後10年先の計画を作成していただきたいとお願いした際の資料です。 資料後方に現況図面と目標地図があります。今後、現況図面を基にして10年後どうしていくかを地域で検討していただきて、いなべ市の農業振興課に目標地図を提出していただきます。今後、農業振興課及び農業委員会において目標地図が出てきた都度、検討させていただき地域計画を作成していくという形になります。いなべ市では10年前に人・農地プランというものを作成しており、それに倣って10年ぶりの更新と私たちは位置付けております。 |
| 6 閉会の宣言 | 議長 | 次回は、11月2日午前9時から現地調査、12番議席近藤秀樹委員と14番樋口久義委員は出席をお願いします。 次回委員会は、11月10日です。場所は、行政棟2階庁議室となります。よろしくお願ひします。 |
| 【午前9時45分閉会】 | | それでは、これをもちまして第11回いなべ市農業委員会を終了します。 ありがとうございました。 |

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事錄署名者

議事錄署名者